**コラム****⑪　協同組合の運営原則**

**第７原則「への関与」**

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ10億人を超えます。ICAは1995年に「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第７原則は、「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、の持続可能な発展のために活動する。」と定めています。

【地域に根付く】

協同組合は、組合員のさまざまなニーズや願いをかなえるための組織であり、この点で不特定多数の人びとに対するサービスを提供する特定非営利活動（NPO）法人等と異なります。しかし、組合員はの中で暮らし働く住民であり、協同組合はがあってこそ存続することができます。また協同組合は第１原則にあるとおり、に開かれた組織でもあります。

よって、協同組合は、自らが属するの持続可能な発展に力を尽くす必要があります。例えば豊かな自然環境は、地域で暮らす人たちの暮らしや仕事の前提となるものであり、環境保全もの持続可能な発展に重要な一部です。また、協同組合が属する地域が自然災害で被害を被った際、地域全体の復旧・復興に尽力することが求められます。

【地域社会づくりに向けて】

一方で、協同組合がにどのくらい深く、どのような形で貢献すべきかは組合員が決める必要があります。とりわけ組合員以外の方の利益にもなる取り組みについては熟議が必要です。このため第７原則は「組合員が承認する方針に従って」との前提を置いた上で協同組合がに貢献することを求めているのです。

近年、環境・人権などの社会問題に取り組む企業が増えてきています。に根差した協同組合であればこそ、一般企業にも増して持続可能なづくりに積極的に貢献することが求められるようになっており、この原則はますます重要になっています。

（2025国際協同組合年全国実行委員会　事務局

：一般社団法人　日本協同組合連携機構）